

企業経営者の皆様へ

内部通報制度を活用して 信頼度 UP!

～ 公益通報者保護法をご存じですか? ～



消費者庁

Consumer Affairs Agency of
Government of Japan

目次

1. 何故、内部通報制度が必要なのですか？	1
2. 内部通報制度の導入手順を教えてください	4
3. 誰からの通報を受け付ければ良いですか？	7
4. 具体的に、どのような通報を受け付ければ良いですか？	8
5. 通報者への対応にあたり、守るべきことは何ですか？	9
6. 通報が1件もないのは良いことですね？	10
7. 巻末資料	裏表紙

1

何故、内部通報制度が必要なのですか？ ハラスメント対策との違いは何ですか？

内部通報制度は、企業内の不正を早期に発見・是正して 企業と従業員を守るための制度です

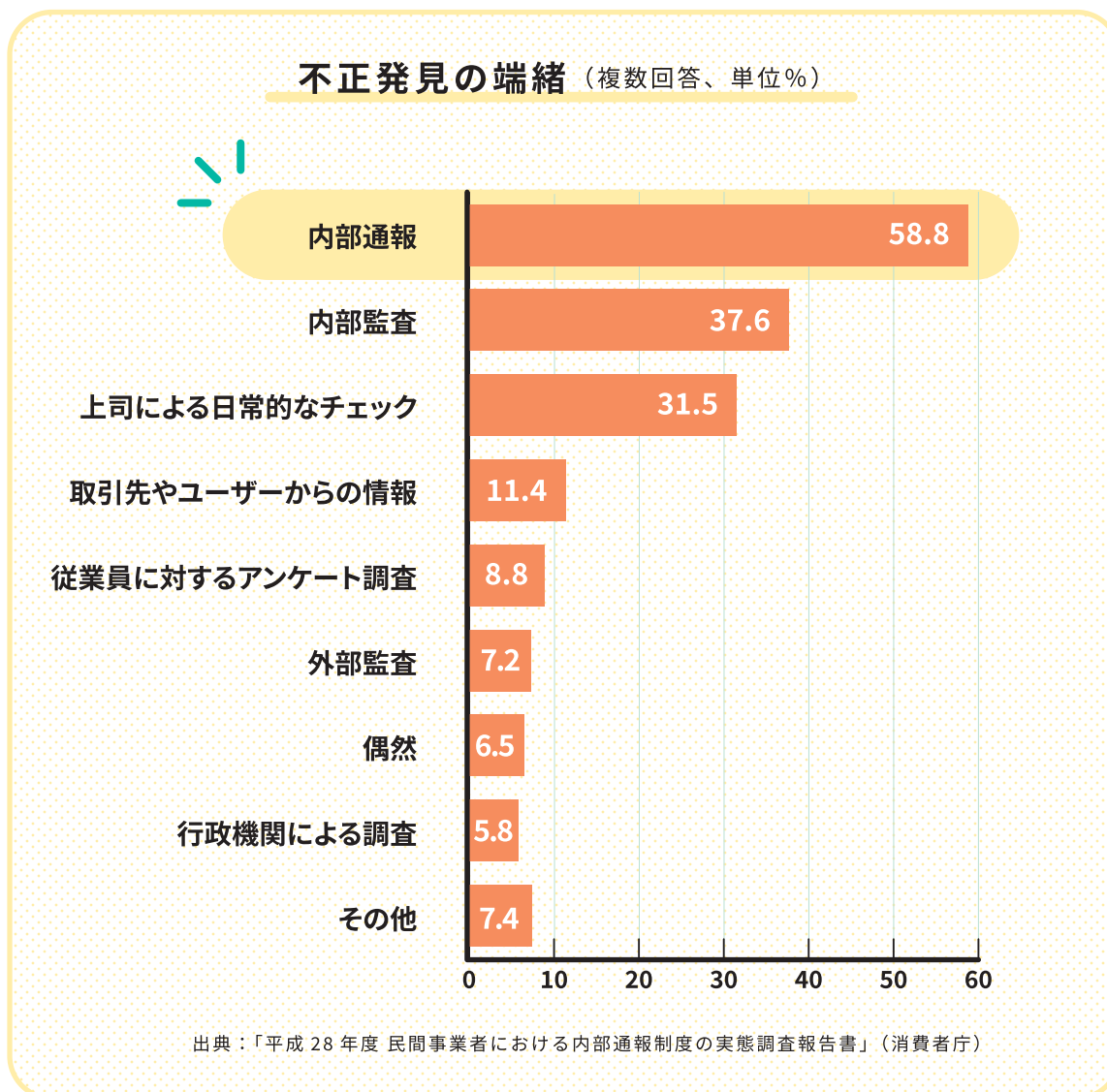
組織内の法令違反等、不正行為を放置すれば、それが発覚したとき、取引先や消費者からの信用を失って経営が悪化し、最悪の場合、経営者や従業員は職や地位を失うことになるかもしれません。

保険金の不正請求、性犯罪、
粉飾決算、産地偽装、
品質データ改竄、
融資審査稟議書の改竄、
不法投棄、経費流用...



これまでに数多くの不祥事が、従業員による行政機関や報道機関への内部告発によって発覚してきました。不祥事が発覚した結果、経営体制の抜本的見直しや市場からの撤退を余儀なくされた企業もありました。

企業が、組織内の不正行為に関する従業員等からの通報を受付け・調査・是正する制度として、「内部通報制度」があります。消費者庁が実施した実態調査では、不正発見の端緒の第1位は、「内部通報」で、「内部監査」を上回りました。通報者の秘密を守ることや不利益な取扱いをしないことを従業員に約束し、内部通報制度を積極的に活用している企業は、投資家からも高く評価されています。



一方、不祥事が発覚した企業では、内部通報制度を導入していなかったり、導入していても、「従業員からの通報が一件もなかった」、「従業員が通報窓口の存在を知らなかった」など、制度が形骸化していることが多い状況です。

近年の SNS の普及により、企業内の不正行為といったネガティブな情報は、いったん外部に流出すると、瞬く間に拡散するようになりました。内部通報制度を積極的に活用すれば、企業内の不正行為を早期に発見し、情報が外部流出する前に是正を図ることができます。これは、企業に対する信用の失墜を防ぐとともに、企業と従業員を守ることに繋がります。

